

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.3

登下校の対応、夜間の見回りなど 「学校以外が担うべき」文科省方針示す

先月号では、日本の先生が授業以外にもさまざまな業務を担当し、諸外国と比較してもトップレベルで忙しいという研究事例を紹介しました。学校の働き方改革の一つの方策として文科省が示しているのが「業務の役割分担」。今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するために、学校や先生が担ってきた多様な業務を精査・仕分けし、市町村、関係団体や地域等で役割分担をしていくという考え方です。昨年12月に文科省が発表した緊急対策では、授業以外の

14業務を3つに分類(裏表)。登下校や放課後・夜間の見守りなどを、「学校以外が担うべき業務」としたほか、休み時間の対応、校内清掃、部活動なども「必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置付けました。

この役割分担の考え方を基に、全国各地で取り組みが進んでいます。本市でも県内初となる「部活動指導員」や「サポートスタッフ」を配置するなど具体的な施策を展開中です。その他の業務についても、関係者で構成する「小林市教職員の働き方改革実行会議」などで議論を深めているところです。



「学校以外が担うべき業務」とされた登下校に関する対応。市・学校・関係機関・地域の連携強化が望まれます。



今年度からモデル配置されている部活動指導員。教員の負担軽減だけでなく、指導の専門性向上というメリットも。

【表】 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務に関する考え方
（2017、中央教育審議会の議論をまとめた「中間まとめ」より抜粋）

| | |
|---|---|
| <p>基本的には 学校以外が 担うべき業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 登下校に関する対応 （学校・関係機関・地域の連携の強化等） ● 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 （学校・警察等連携機関・地域の連携の強化等） ● 学校徴収金の徴収・管理 （銀行振込・口座引き落としによる納入、集金管理を学校もしくは教員以外に移譲等） ● 地域ボランティアとの連絡調整 <p>上記業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき</p> |
| <p>学校の業務だが、 必ずしも教師が 担う必要のない業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 調査・統計等への回答等 （首長部局、各教育委員会による見直し、事務職員との分担等） ● 児童生徒の休み時間における対応 （地域人材等の参画・協力、輪番等） ● 校内清掃 （地域人材等の参画・協力、民間委託、輪番等） ● 部活動 （外部人材の参画、地域のクラブ等との連携、活動時間、休養日の設定等） <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p> |
| <p>教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携、地域人材等の参画・協力等） ● 授業準備 （補助的業務へのサポートスタッフの参画、ICT 設備や OA 機器の導入・更新、ICT 教材の利活用等） ● 学習評価や成績処理 （補助的業務へのサポートスタッフの参画、ICT 環境整備等） ● 学校行事等の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託、地域行事へ運営検討等） ● 進路指導 （高等学校における進路指導に関わる事務について、事務職員や外部人材との連携・協力等） ● 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 （専門スタッフとの連携・協力等） |

※各事項における（）内は、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等の取組の徹底について（通知）（平成 30 年 2 月 9 日）から抜粋